

令和5年度 下水道審議会
第12回 資源・エネルギー・新技術部会

【説明資料】
東北部浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について
(第2回)

令和5年11月22日

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

説明内容の構成

★前回部会の振り返り・宿題

項目 1 前回（第11回新技術部会）における審議内容の確認

項目 2 制約条件・検討条件

項目 3 肥料化最優先通知に対する考え方

★今回のメイン議題

項目 4 評価基準及び配点案

★その他

項目 5 今後のスケジュール

★前回部会の振り返り・宿題（1）

項目1 前回（第11回新技術部会）における審議内容の確認

- ◆ 東北部浄化センターにおける汚泥処理の現状
- ◆ 汚泥処理方式選定における基本的な考え方
- ◆ 前回において出された主な課題

3

項目1 前回（第11回新技術部会）における審議内容の確認

（1）東北部浄化センターにおける汚泥処理の現状

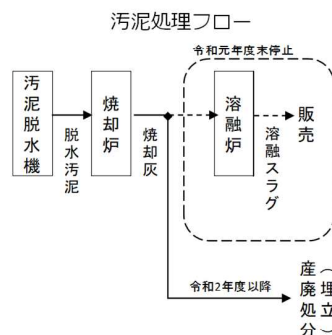
東北部浄化センターの汚泥処理方法（現状）

- 汚水処理の過程で発生する「下水汚泥」は約70 t /日発生。
脱水汚泥ベース。令和3年度実績。
- 現在は焼却炉により焼却処分しているが、老朽化が進んでいる。



既設施設概要

- ・ 供用開始 平成20年4月（約15年経過）
- ・ 方式・能力 流動床式焼却炉 110 t /日（長寿命化工事H30～R4年度）
旋回流式溶融炉 7.68 t /日（令和元年度末停止）



焼却炉については約15年が経過し、老朽化対策を実施しているものの、今後の施設更新について検討が必要な時期を迎えています。

4

(2) 汚泥処理方式選定における基本的な考え方

汚泥処理方式の選定方針

◆東北部浄化センターの既設焼却炉の更新における次期汚泥処理方式の選定方針は以下の通りとする。

【方針1】脱炭素社会に貢献できる処理方式

⇒国及び滋賀県における温室効果ガス排出量削減目標に寄与できる汚泥処理方式とする。

⇒特に「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」及び「CO₂ネットゼロに向けた県庁率先行動計画(CO₂ネットゼロ・オイス滋賀)」において示された、段階的な排出量削減への寄与を重視する。

【方針2】下水汚泥のリサイクル率向上に寄与できる処理方式

⇒汚泥処理により発生する生成物について、有効利用できることを条件とした処理方式とする。

(3) 前回において出された主な課題

前回（第11回新技術部会）で出された主な継続検討課題は以下の通り。

①山地造成について

山地造成について、実施しないのであればそれなりの根拠を整理する必要がある。⇒項目2

②消化プロセスの導入について

土地の問題を解消して、メタン発酵を取り入れることを検討に入れてみてはどうか。⇒項目2

③下水汚泥の肥料利用について

「みどりの食糧システム戦略」を行っていく上での、県農政部局の下水汚泥の肥料利用に対する考えを確認して欲しい。⇒項目3

④汚泥処理方式の評価項目について

評価項目の設定根拠について明確にしてほしい。⇒項目4

★前回部会の振り返り・宿題（2）

項目2 制約条件・検討条件

- ◆用地の制約
- ◆消化プロセスの導入について
- ◆公害防止協定について

7

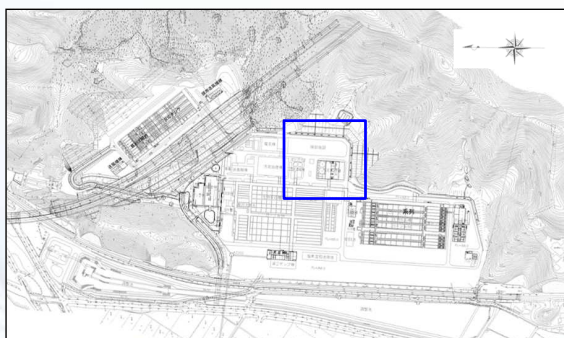
項目2 制約条件・検討条件

2-1. 用地の制約

(1) 処理場内における建設候補スペース

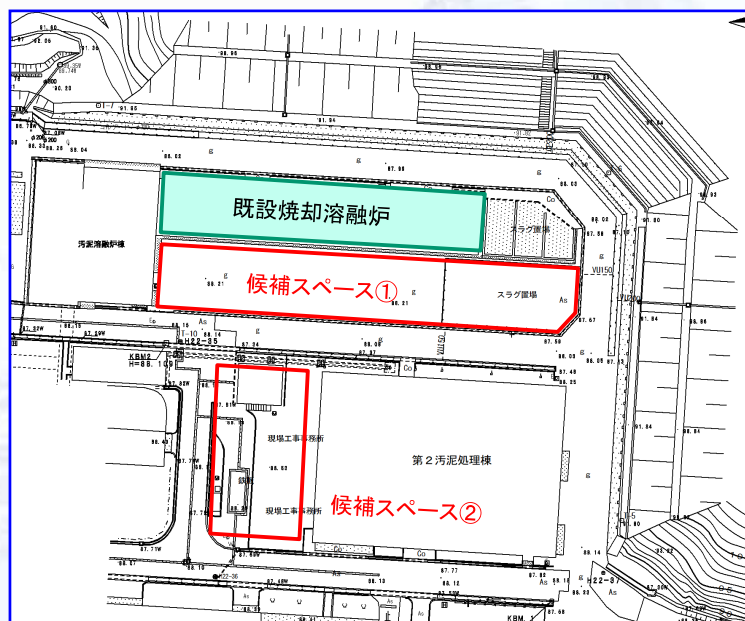
①建設候補スペースの制約

これ以上の処理場用地の拡張は大規模な山地の造成が必要となり、周辺環境への影響が大きいため、現処理場内スペースにて計画。 ※敷地面積見直し



【建設候補地】

- ◆候補スペース①
 - ・焼却溶融炉更新スペース
 - ・約80m×約12m（A=約960m²）
- ◆候補スペース②
 - ・B-2系汚泥処理棟横（現駐車場）
 - ・約18m×約35m（A=約630m²）



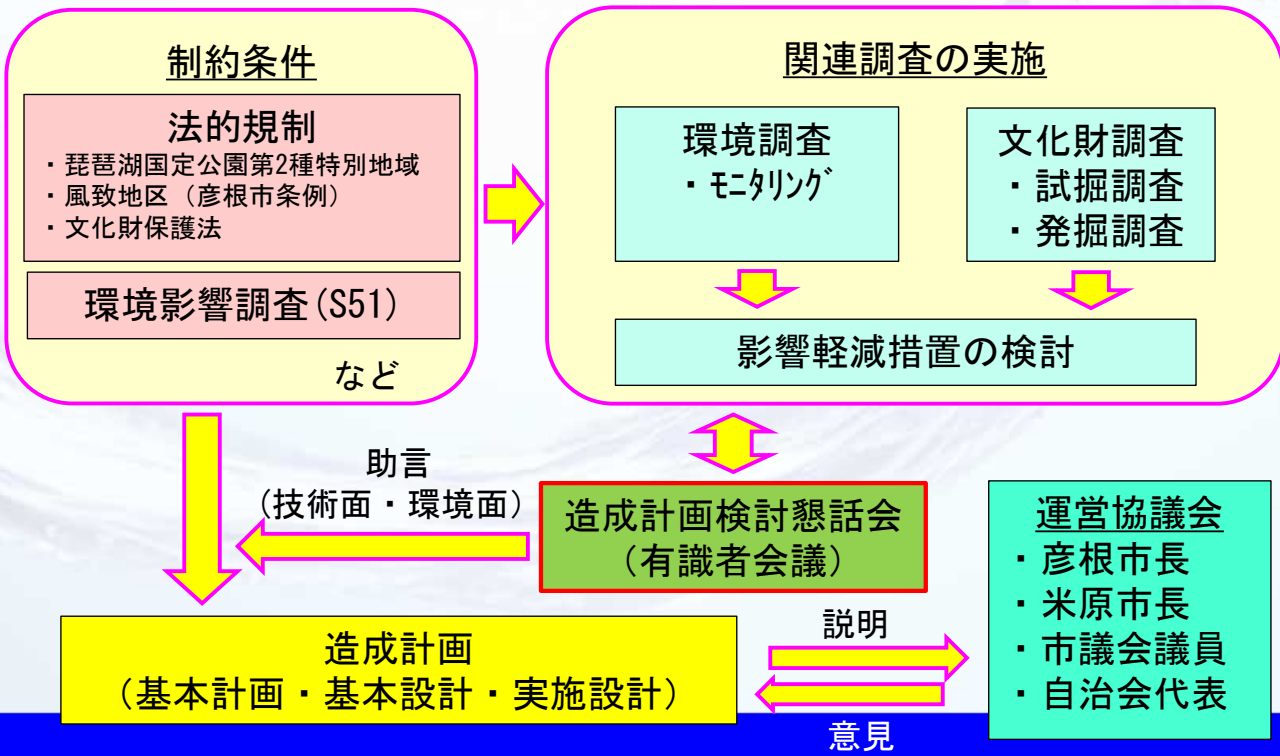
8

2-1. 用地の制約

(2) 山地造成による処理場用地の拡大可能性について

1) 敷地造成に係る経緯

東北部浄化センターにおける造成計画策定の流れ



2-1. 用地の制約

(2) 山地造成による処理場用地の拡大可能性について

1) 敷地造成に係る経緯

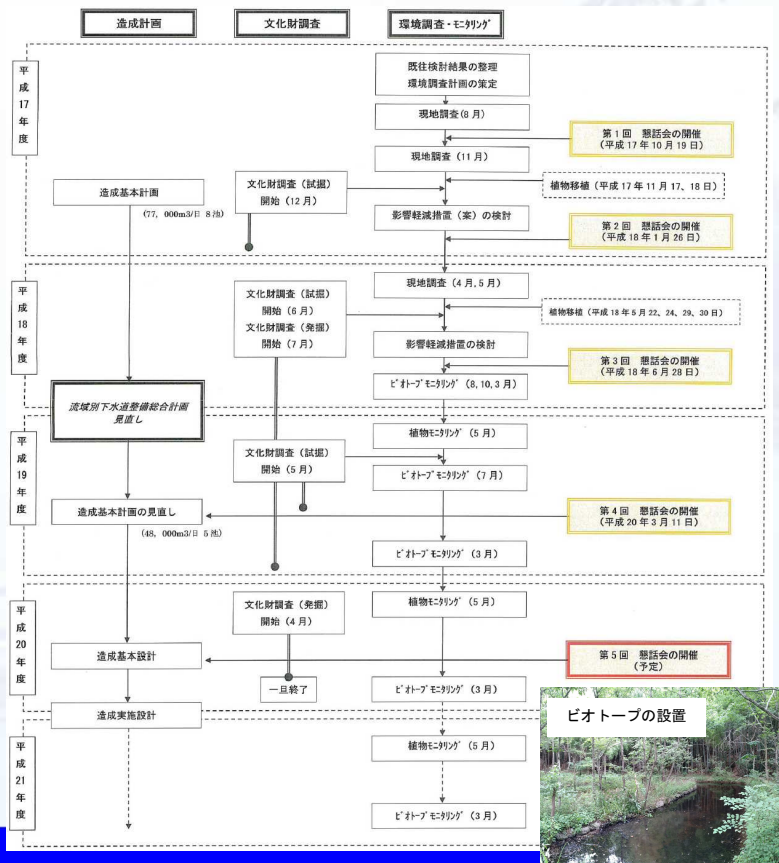
関連調査の実施

①造成計画の検討と並行して、文化財調査及び環境調査を実施。

②造成計画検討懇話会を開催し、有識者からの技術的意見を踏まえて「造成計画の見直し」及び「影響軽減措置の検討」を実施。

③環境への影響について、モニタリング調査の実施（～H27年度まで）。

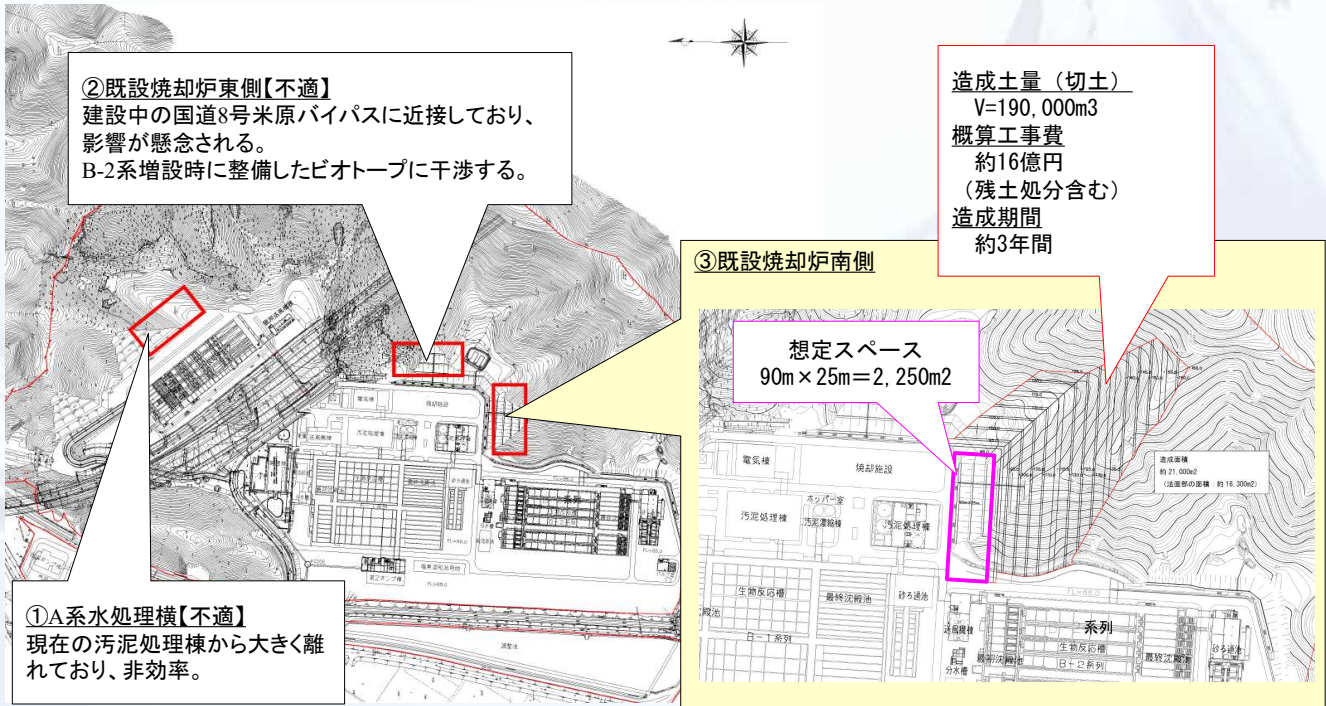
A系列造成時の検討の流れ



2-1. 用地の制約

- (2) 山地造成による処理場用地の拡大可能性について
- 2) 造成コストと造成期間

山地造成により用地拡大する場合は、「③既設焼却炉南側」を想定する。



2-1. 用地の制約

- (2) 山地造成による処理場用地の拡大可能性について
- 3) 整備方針

理由1 高コストな山地造成

残された造成地は主に切土造成となる急傾斜地であり、膨大な切土量となるコスト高の造成となるため、汚泥処理施設のコスト縮減効果が期待できない。

理由2 山地造成による施設供用の遅れ

山地造成の工事期間として約3年を要するほか、関連調査や影響軽減措置の検討期間も数年必要であり、新規汚泥処理施設の供用開始が遅れるため、既設焼却炉の延命措置など新たなコストが必要となる。

理由3 生態系の保護

過去の造成時には、有識者意見を踏まえて在来種や希少種の動植物の保護、新たな生息環境の確保のため、今後改変がなされない場所としてビオトープの設置、移植を行ってきており、可能な限り現状保護が望ましい。



新たな造成は行わない方針とする。

2-2. 消化プロセスの導入について

消化プロセスについては、以下の理由により導入を計画しない。

理由1 返流水が水処理に与える影響への懸念

滋賀県では琵琶湖の水質保全のため、消化脱離液による高い返流水負荷が水処理に与える影響を懸念して、消化の導入を見送ってきた。

湖南中部浄化センターでは、公募提案をもとに下水道審議会における審議を経て、初めて一部の汚泥に限定して消化を導入することになったが、現在設計中のため実施は未稼働である。

県としては、湖南中部における消化施設が供用開始され、実施による運転が一定期間なされたのちに、水処理に与える影響等を評価し、他処理場への導入可否を検討する方針としている。

理由2 敷地の不足

現状の汚泥処理施設の近傍に消化槽の十分な設置スペースがなく、山地造成をしてまでの消化導入はコスト的なメリットが期待できない。

消化プロセスの導入は計画しない方針とする。

【サウンディング調査では】

サウンディング調査では、付加価値技術の提案の際に予定スペース内に関連設備が全て設置可能な場合に限り、自己処理により返流水質を現状以下に抑制することを条件に消化を含んだ提案も認めるものとしている。

2-3. 公害防止協定について

東北部浄化センターにおける独自基準

汚泥処理施設運転時における現行の公害防止協定及び自主基準値の遵守

公害防止協定

①排ガス基準値

項目	基準値	測定頻度
ばいじん	0.04g/m ³ N	年6回以上
硫酸酸化物	14.5(K値)	年6回以上
窒素酸化物	250ppm	年2回以上
塩化水素	700mg/m ³ N	年2回以上
ダイオキシン類	0.1ng/m ³ N	年1回以上

②騒音基準値

時間区分	基準値	測定頻度
昼間(午前8時以後午後6時前)	55デシベル	年2回以上
朝夕(午前6時以後午前8時前および午後6時以後午後10時前)	50デシベル	年2回以上
夜間(午後10時以後午前6時前)	45デシベル	年2回以上

③振動基準値

時間区分	基準値	測定頻度
昼間(午前7時以後午後8時前)	60デシベル	年2回以上
夜間(午後8時以後午前7時前)	55デシベル	年2回以上

④悪臭基準値

項目	基準値	測定頻度
臭気指数	12	年2回以上

※公害防止協定

「琵琶湖流域下水道東北部浄化センターに係る公害防止および環境保全に関する協定書」
⇒地元、彦根市、米原市、滋賀県で締結(H20.3)

⇒大気、水質、騒音、悪臭等について発生防止とモニタリング実施を定めている。

2-3. 公害防止協定について

自主基準

①排ガスに係る自主基準値（焼却溶融炉）

物質	自主基準値	他都市事例における設定
硫黄酸化物	0.241m ³ N/時	総量規制が多い
窒素酸化物	93ppm	法令値(250ppm)が多い
塩化水素	2.04mg/m ³ N	法令値(700mg/m ³ N)が多い
ばいじん	0.01g/m ³ N	法令値(0.04g/m ³ N)が多い
ダイオキシン類	0.05ng/m ³ N	法令値(0.1ng/m ³ N)が多い

(参考値)
現行炉14ppm



他都市事例より厳しめの基準が設定されている。

②臭気に係る自主基準値（焼却溶融炉） ※悪臭防止法に準じた値。

物質	自主基準値	他都市事例における設定
アンモニア	1ppm	特に設定しない(法に準じる)ことが多い。
硫化水素	0.02ppm	特に設定しない(法に準じる)ことが多い。
アセトアルデヒド	0.05ppm	特に設定しない(法に準じる)ことが多い。
プロピオン酸	0.03ppm	特に設定しない(法に準じる)ことが多い。
ノルマル酪酸	0.001ppm	特に設定しない(法に準じる)ことが多い。
ノルマル吉草酸	0.0009ppm	特に設定しない(法に準じる)ことが多い。



悪臭防止法に準じており、一般的な基準である。

★前回部会の振り返り・宿題（3）

項目3 肥料化最優先通知に対する考え方

- ◆肥料化最優先通知について
- ◆本審議における肥料化優先通知への考え方

3-1. 肥料化最優先通知について

発生汚泥等の処理方式選定に関して留意すべき法律や通知

下水道法第21条の2第2項 発生汚泥等の処理

公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない。

発生汚泥等の処理に関する基本的な考え方について (国水下企第99号R5.3.17通知)

発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。

★焼却処理・燃料化を採用する場合
コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り採用
⇒生成物（焼却灰、炭化汚泥）の肥料利用や汚泥処理過程でのリン回収等についても検討する。

肥料利用の採用可否は、地域の
実情を踏まえつつ、下水道事業
の持続的かつ安定的な運営の観
点も考慮した上で、各下水道管
理者において判断する。(国交省
見解)

これらの通知等で示された考え方に留意しながら検討。

3-2. 本審議における肥料化最優先通知への考え方

本事業における考え方

①制約条件へ対応可能な肥料化技術

- ◆土地の制約や臭気への懸念等から、東北部浄化センターにおける肥料化の適用についてはハードルが高いと想定。
⇒令和4年度に実施したメーカーヒアリングの結果、対応できる可能性のある技術提案があった。(令和5年度に詳細条件を提示して再確認中。)

②下水汚泥肥料の販路確保

- ◆東北部浄化センターは肥料製造量が多くなることを見込まれるため、製造した肥料の利用先の確保が課題となる。(H29年度資源・エネルギー・新技術部会中間とりまとめ「×」評価)
- ◆「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(令和5年3月)」などで推進されるオーガニック農業で下水汚泥肥料は使用できない。
⇒販路確保については、高島浄化センターのコンポスト化事業と同様に、民間事業者のノウハウを活用することで確保できる可能性がある。

今回の通知を受けて、メーカーヒアリングの結果も参考にして、肥料化の選択肢を排除することなく、処理場の特性を加味して総合的に判断する方針とする。

★今回のメイン議題

項目4 評価基準及び配点案

- ◆評価項目と評価の視点
- ◆評価項目の配点
- ◆評価基準

項目4 評価基準及び配点案

4-1. 評価項目と評価の視点

評価項目と評価の視点は、国・県の施策方針を踏まえ、本県先行事例及び他都市事例を参考に設定。

大項目	小項目	評価の視点(案)	採用事例・関連施策
安定した汚泥の処理処分	施設の安定性	・下水道事業に係る公的機関の技術認証(国交省・JS・新技術機構等)や国内下水施設における稼働実績を評価	・燃料化を始め多数の採用事例
	事業の安定性	・生成物の事業期間中における引き取り先(有効利用先)の確保を評価。	・湖南中部、高島で採用 ・燃料化や肥料化で多数の採用事例
環境への配慮	リサイクル	・生成物の全量リサイクル ・積極的な肥料利用	・湖南中部で採用 ★下水汚泥リサイクル率100%(県目標) ★肥料利用推進
	下水処理への影響	・琵琶湖の水質保全への影響(汚泥有効利用施設からの返流水対策など)	・湖南中部で採用 ・燃料化で採用事例
	温室効果ガス排出量の削減	・処理場内における温室効果ガス排出量削減目標への貢献	・湖南中部、高島で採用 ・燃料化を始め多数の採用事例 ★しがCO2ネットゼロ(県)
・処理場外(外部貢献)における温室効果ガス排出量削減目標への貢献		・湖南中部で採用 ・燃料化で多数の採用事例 ★カーボンニュートラル宣言(国)	

4-1. 評価項目と評価の視点

大項目	小項目	評価の視点(案)	採用事例・関連施策
環境への配慮 (続き)	省I社 [※] -対策	・下水処理場におけるエネルギー使用量の抑制	・湖南中部、高島で採用 ・焼却や燃料化で採用事例 ★省工不法
	周辺環境への影響 (臭気、排ガス等)	・臭気対策(処理 ⁷ 吨入、生成物の場外搬送時)	・湖南中部で採用 ・燃料化や肥料化で多数の採用事例 ★公害防止協定(東北部)
		・排ガス対策(処理プロセス)	・湖南中部で採用 ・焼却や燃料化で採用事例 ★公害防止協定(東北部)
社会貢献	事業コストの低減	・総事業費(建設費・維持管理費) ※20年間	・湖南中部、高島で採用
	地域資源循環への貢献	・地域資源循環につながる仕組 (生成物の県内利用)	・部会での意見もあり、 評価項目とする ・肥料化で類似事例

4-2. 評価項目の配点

評価項目の配点は、滋賀県及び当該処理場の特性を加味して設定する。

本事業において重要視する項目(配点-大)

①事業の安定性

【理由】生成物の有効利用を前提としており、引き取り先(有効利用先)の安定確保が事業継続の重要課題となるため。

②温室効果ガス削減

【理由】CO2ネットゼロへの貢献が求められており、本事業による温室効果ガス排出量の大幅削減への期待が大きいため。

③周辺環境への影響

【理由】公害防止協定に対応できる処理方法が求められているため。

④事業コストの低減

【理由】ライフサイクルコストに優れた方式が求められているため。

4-2. 評価項目の配点

前述の重要視項目を念頭に他都市事例も参考にして計100点で設定する。

大項目	小項目	評価の視点(案)	配点(案)
安定した汚泥の処理処分	施設の安定性	・下水道事業に係る公的機関の技術認証(国交省・JS・新技術機構等)や国内下水施設における稼働実績を評価	8
	事業の安定性	・生成物の事業期間中における引き取り先(有効利用先)の確保を評価。	16
環境への配慮	リサイクル	・生成物の全量リサイクル ・積極的な肥料利用	4
	下水処理への影響	・琵琶湖の水質保全への影響 (汚泥有効利用施設からの返流水対策など)	8
	温室効果ガス排出量の削減	・処理場内における温室効果ガス排出量削減目標への貢献	16 { 12 4
		・処理場外(外部貢献)における温室効果ガス排出量削減目標への貢献	
	省エネルギー対策	・下水処理場におけるエネルギー使用量の抑制	8
	周辺環境への影響(臭気、排ガス等)	・臭気対策(処理 ^中 吐入、生成物の場外搬送時)	16 { 8★ 8★
・排ガス対策(処理プロセス)			
社会貢献	事業コストの低減	・総事業費(建設費・維持管理費)※20年間	16
	地域資源循環への貢献	・地域資源循環につながる仕組(生成物の県内利用)	8
合計			100

※赤字：重要視する項目 ★「失格」要件がある項目

4-2. 評価項目の配点

★失格要件

以下のような提案については「失格」とし、評価の対象とはしない場合がある。

①指定スペース内に収まらない提案

【理由】 予定スペース内に収めることは、本事業における要求事項であるため。

②「臭気」又は「排ガス」について、法令基準が守れない提案

【理由】 公害防止協定における協定値は法令で定められた基準値となっており、遵守できない提案は法令違反となる可能性がある。ただし、処理方式ごとに法令基準が異なるため、個別に判断が必要である。

4-3. 評価基準

評価基準は、提案内容を一定のルールに基づいて評価できるよう、具体的な評価ポイントを設定。

(1/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
安定した汚泥の処理処分	施設の安定性	8	8	①提案技術について、下水道分野における公的機関の技術認証があり、かつ、下水道処理場における導入実績がある。
			6	②提案技術について、下水道分野における公的機関の技術認証がある、または下水道処理場における導入実績がある。
			4	③提案技術について、下水道分野以外における公的機関の技術認証があるまたは下水道処理場以外における導入実績がある。
			0	④提案技術について、公的機関の技術認証及び導入実績がない。

4-3. 評価基準

(2/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
安定した汚泥の処理処分	事業の安定性	16	16	①有効利用先及びバックアップ方法について具体的な提案がある。
			12	②有効利用先について具体的な提案がある。
			8	③有効利用先の可能性について提案がある。
			4	④有効利用先の可能性について検討の意思がある。
			0	⑤有効利用先について提案がない。

4-3. 評価基準

(3/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
環境への配慮	リサイクル	4	4	①生成物について、主に肥料等（土壌改良材含む）として利用する提案である。
			3	②生成物について、一部を肥料等として利用し、残りをその他の方法でリサイクルする提案である。
			2	③生成物について、主に肥料等以外（代替燃料等）でバイオマス利用する提案である。
			1	④生成物について、主に建設資材としてマテリアル利用する提案である。
			0	⑤明確な利用方法の提示が無い。

4-3. 評価基準

(4/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
環境への配慮	下水処理への影響	8	8	①返流水質の悪化が予想されない手法である。
			6	②返流水質の悪化が予想されるが、抑制技術導入についての提案がある。
			4	③返流水質の悪化が予想されるが、水処理方式変更の提案がある。
			0	④返流水質の悪化が予想されるが、抑制提案がない。

4-3. 評価基準

(5/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
環境への配慮	温室効果ガス排出量の削減【処理場内GHG削減効果】	12	12 ～ 0	既設GHG排出量に対する提案GHG排出量の削減効果を評価。処理場内における生成物の代替利用に伴うGHG削減量も加味する。 ①1/4以下まで縮減…満点 ②既設と同じ…0点 ※①～②の間は直線補間により算定。既設より増加は0点。

※GHG：Green House Gas（温室効果ガス）の略。

29

4-3. 評価基準

(6/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
環境への配慮	温室効果ガス排出量の削減【処理場外（外部貢献）GHG削減効果】	4	4 ～ 0	処理場外における生成物の代替利用に伴うGHG削減量を評価。 ①既設排出量と同等以上の削減…満点 ②削減なし（代替利用無し）…0点 ※①～②の間は直線補間により算定。

※GHG：Green House Gas（温室効果ガス）の略。

30

4-3. 評価基準

(7/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
環境への配慮	省エネルギー対策	8	8 ~ 0	既設エネルギー使用量（電力、ガス、補助燃料）に対する提案エネルギー使用量の割合について評価。 ①既設の1/3以下まで縮減…満点 ②既設と同じ…0点 ※①～②の間は直線補間により算定。既設より増加は0点。

4-3. 評価基準

(8/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
環境への配慮	周辺環境への影響（臭気）	8	8	①現行の自主基準値※を遵守可能な処理技術であり、生成物の場外運搬時における対策についても必要性や方法についての提案がある。
			6	②別途対策を講じることにより現行の自主基準値を遵守できる提案であり、生成物の場外運搬時における対策についても必要性や方法についての提案がある。
			4	③現行の自主基準値を遵守可能な処理技術であるが、生成物の場外搬送時における対策の必要性や方法についての提案が無い。
			2	④別途対策を講じることにより現行の自主基準値を遵守できる提案であるが、生成物の場外搬送時における対策の必要性や方法についての提案が無い。
			0	⑤現行の自主基準値を遵守できない、またはその提案が無い。
			失格	⑥提案処理方式に適用される法令基準値を遵守できない。

参考

周辺環境への影響（臭気）

【処理施設の性能】

- ◎ 自主基準値を遵守可能
- 別途対策を講じることにより遵守可能

【生成物の外部搬出】

- 対策可能
- × 対策なし

点数	自主基準値	外部搬出時
8	◎	○
6	○	○
4	◎	×
2	○	×
0	×	○ / ×

項目4 評価基準及び配点案

4-3. 評価基準

(9/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
環境への配慮	周辺環境への影響（排ガス）	8	8	①現行の自主基準値※を遵守可能な処理技術である。
			4	②別途対策を講じることにより現行の自主基準値を遵守できる提案である。
			0	③現行の自主基準値を遵守できない、またはその提案が無い。
			失格	④提案処理方式に適用される法令基準値を遵守できない。

4-3. 評価基準

(10/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
社会貢献	事業コストの低減	16	16 ~ 0	既設事業費（建設費・維持管理費）に対する提案事業費の割合について評価。20年間の事業費を対象とする。 ①既設の1/2以下まで縮減…満点 ②既設と同じ…0点 ※①～②の間は直線補間により算定。既設以上は0点。

4-3. 評価基準

(11/11)

大項目	小項目	配点(案)	評価点	評価基準(案)
社会貢献	地域資源循環への貢献	8	8	①生成物等の全量について県内における利用先が見込まれる提案である。
			4	②生成物等の一部について県内における利用先が見込まれる提案である。
			0	③県内における利用先の見込みが少ない。

4-3. 評価基準

定量的評価での満点設定について

(例) 【事業コストの低減】

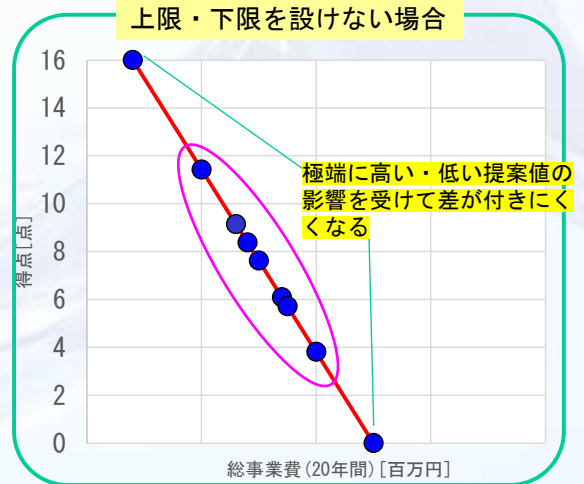
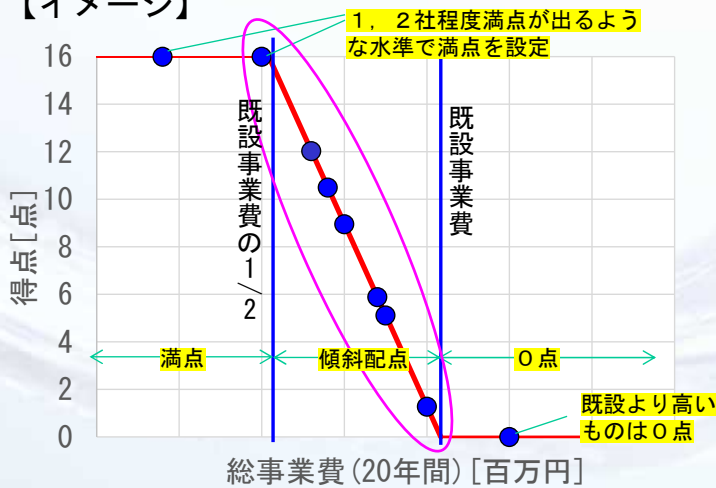
既設事業費（建設費・維持管理費）に対する提案事業費の割合について評価。
20年間の事業費を対象とする。

①既設の1/2以下まで縮減…満点

②既設と同じ…0点

※①～②の間は直線補間により算定。既設以上は0点

【イメージ】



集計結果によって、審議のうえ、満点のラインを調整する場合があります。

※プロットした点は説明用のイメージであり、実際のヒアリング結果とは関連ありません。

★その他

項目5 今後のスケジュール

- ◆非公開として実施する部会について
- ◆審議会および部会スケジュールの変更について
- ◆部会における今後の審議予定

項目5 今後のスケジュール

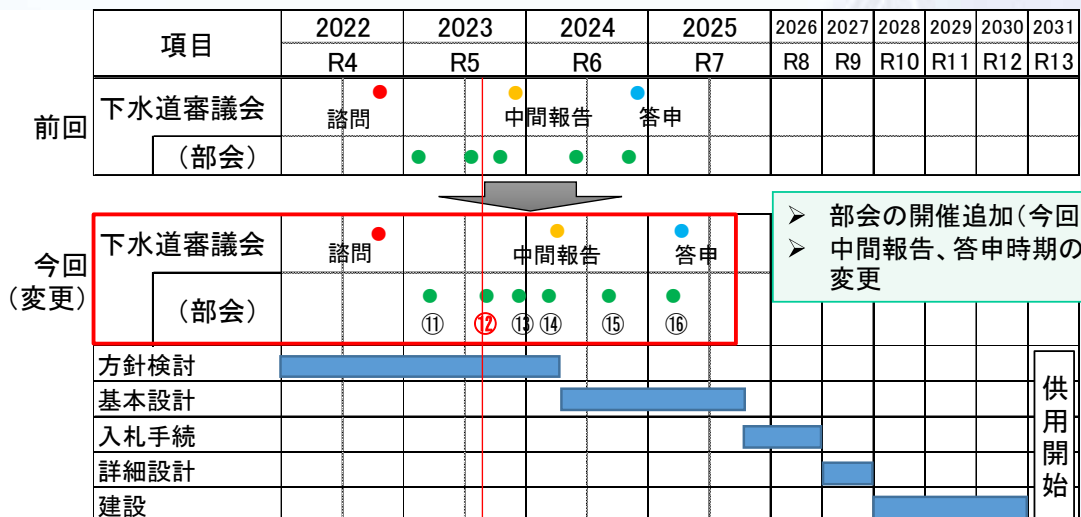
5-3. 部会における今後の審議予定

審議会・部会	開催時期(予定)	主な議題(予定)
第16回審議会	R5.1.23(終了)	①(諮問)東北部浄化槽の汚泥処理方法の基本方針について
第11回部会	R5.6.7(終了)	①東北部浄化槽における汚泥処理の現状 ②汚泥処理方式選定における基本的な考え方 ③東北部浄化槽における次期汚泥処理方式の選定方法 ④部会における今後の検討方針
第17回審議会	R5.11.13(終了)	部会の非公開開催について
第12回部会	R5.11.22(今回)	①制約条件・検討条件 ②肥料化最優先通知に対する考え方 ③評価基準及び配点案
第13回部会	R6.3.21	①サウンディング結果 ②処理方法の評価案
第14回部会	R6.5頃	①中間報告について
第18回審議会	R6.6頃	中間報告
第15回部会	R6.12頃	①基本設計
第16回部会	R7.6頃	②答申(案)について
第19回審議会	R7.7頃	答申(案)

項目5 今後のスケジュール

5-2. 審議会および部会スケジュールの変更について

- ◆ 評価基準および配点案については、評価に係る審議に先立ってあらかじめ定めることが望ましいことから部会を追加することとなりました。(今回)
- ◆ また、取り扱う汚泥処理技術等が多岐に渡っていることから検討に時間を要しており、前回(第11回)部会で提示したスケジュールに対して下記のとおり変更を予定しています。



5-1. 非公開として実施する部会について

第13回資源・エネルギー・新技術部会では、民間企業への調査結果を踏まえ、最適な処理技術の選定について審議いただくが、その審議を行う部会については以下の理由により非公開とする。

- 1) 民間企業からの回答内容は、各社の独自技術を含むことから、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。
- 2) 調査条件として「本アンケート調査により得られた情報につきましては、守秘義務を遵守します。」と示しており、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため。

開催回	開催日(予定)	議題
第13回部会	令和6年3月21日	・サウンディング調査結果を踏まえた汚泥処理方式の評価案

第17回滋賀県下水道審議会 (R5.11.13) にて承認